

本庄市下水道事業経営戦略(概要版)

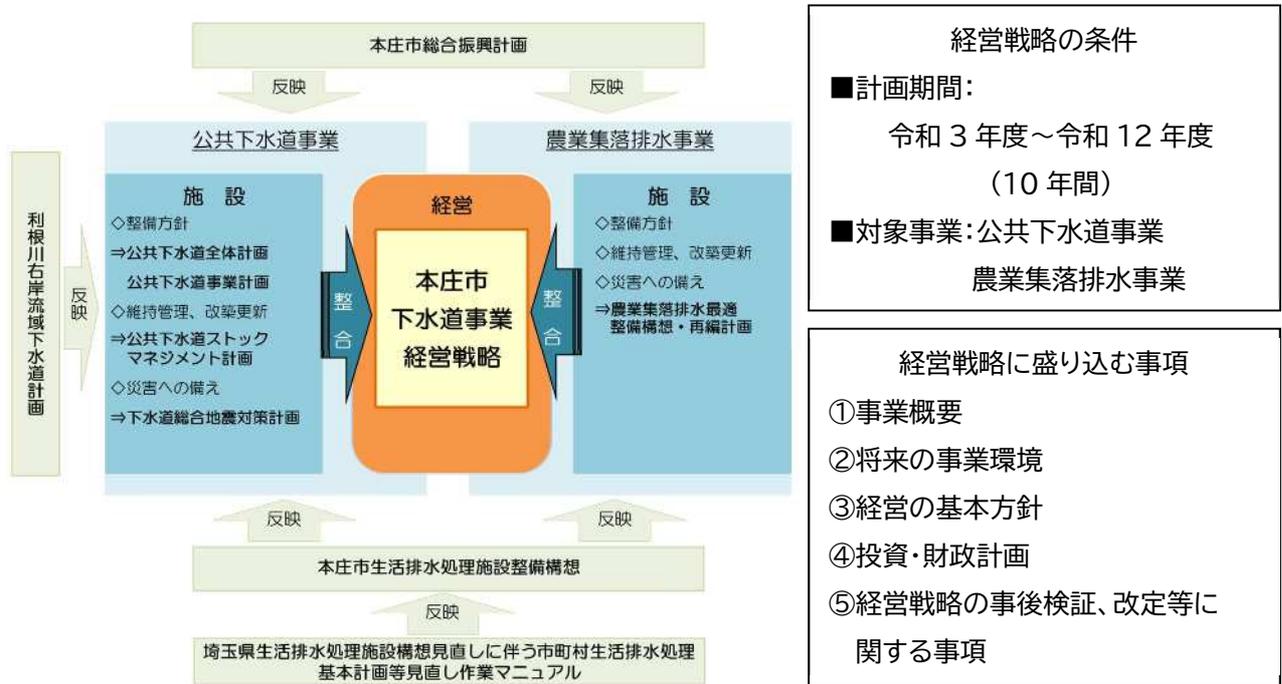
1.経営戦略の位置付けと計画期間

下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、実情に対応し中長期的な視野に立った経営の基本計画である経営戦略を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要となります。

経営戦略は、市が策定する下水道計画のひとつで、今後、下水道事業に必要な費用(投資)と予定される収入(財源)の収支バランスを取った「投資・財政計画」に沿って、効率化・経営健全化に向けた取組を定めるものです。

経営戦略の策定にあたっては、国の「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、市の上位計画や関連する下水道計画と整合を図っています。

経営戦略の計画期間は、中長期的な視点で経営を行うことができるよう、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。



2.下水道事業の概要

(令和2年4月1日現在)

項目	下水道概要						
	公共下水道事業	農業集落排水事業					
		都島	田中	宮戸	牧西	滝瀬・堀田	仁手・下仁手・久々宇
供用開始年月日	昭和61年4月1日	平成元年4月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成15年4月1日	平成21年4月1日	平成30年4月1日
終末処理場名称	利根川右岸流域下水道 小山川水循環センター	都島クリーンセンター	田中クリーンセンター	宮戸クリーンセンター	牧西クリーンセンター	滝瀬・堀田クリーンセンター	仁手・下仁手・久々宇クリーンセンター
排除方式	分流式	分流式					
整備面積	1,064ha	17.2ha	21.9ha	19.2ha	41.1ha	21.7ha	51.0ha
管渠延長	汚水：260km 雨水：50km 計：310km			汚水：33km 雨水：0km 計：33km			

この経営戦略では、計画期間中に供用開始30年を超えた農業集落排水事業の処理区について、公共下水道に接続するものとして試算しています。(令和4年度に都島、令和7年度に田中を接続と試算)

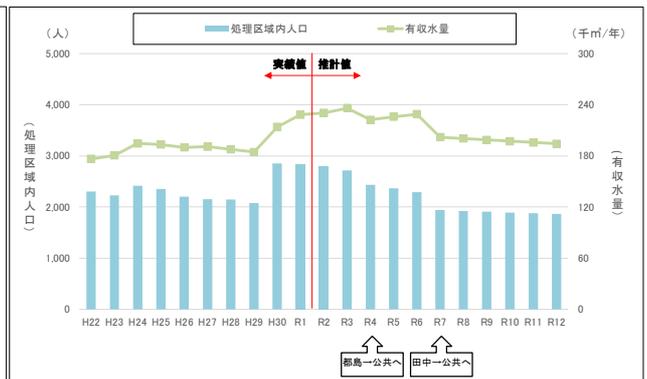
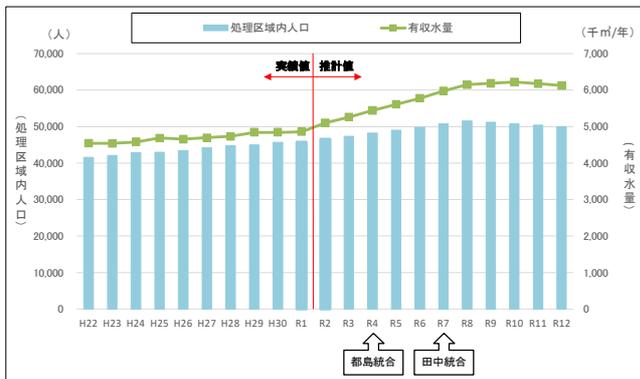
3. 下水道事業の現状と計画

3.1. 人口と水量の推移

公共下水道事業は、令和 10 年度までは、処理区域内人口の増加に伴い有収水量も増加しますが、令和 11 年度以降は処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少していきます。農業集落排水事業は、有収水量は令和 3 年度までは増加しますが、令和 4 年度の都島処理区の公共下水道への統合時に大きく減少します。令和 7 年度以降は処理区域内人口の減少に伴い減少する見込みです。

公共下水道事業

農業集落排水事業



3.2. 下水道整備の状況

本市の下水道事業の現状と今後取り組むべき事項について示します。

- ①汚水整備・・・公共下水道事業は令和 7 年度までに整備完了予定
農業集落排水事業は平成 29 年度に整備完了し、今後は処理区の統合又は公共下水道への接続を検討
- ②雨水整備・・・計画期間内に小山川第九排水区及び栗崎地区に整備し、その他の区域は整備を検討
- ③施設の老朽化・耐震化・・・「公共下水道ストックマネジメント計画」、「下水道総合地震対策計画」及び「農業集落排水最適化構想・再編計画」に基づいて維持管理を推進

人口減少が加速する中で、新規整備だけでなく、施設の老朽化や耐震化に関する対策や施設更新に対応するため、事業の安定的な経営を目指し、各種計画に基づいて事業を行っていきます。



3.3. 組織の状況

本市の下水道部門は、上下水道部内の下水道課に属しています。



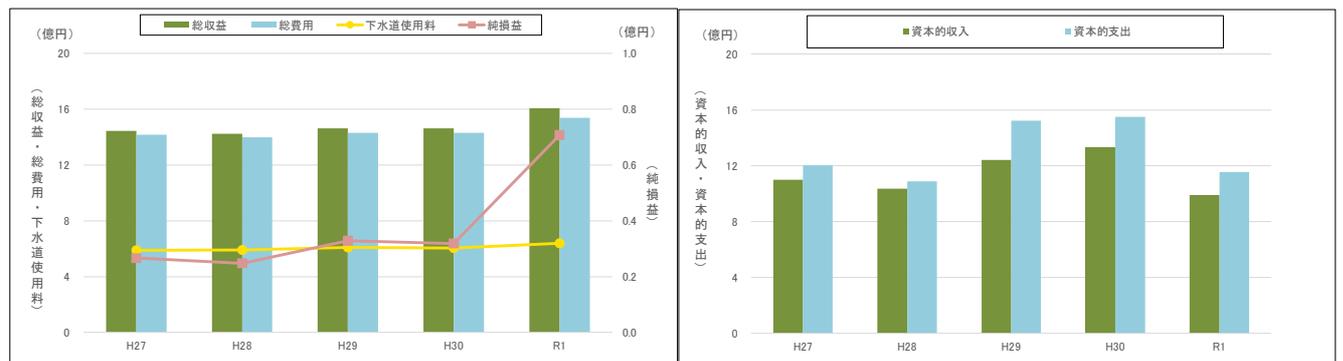
令和 2 年度の職員数は、公共担当 13 人、農集担当 2 人の計 15 人となっています。直近では組織の変更はなく、計画期間においては、現状と同程度の職員数で事業を進めていくものとして試算しています。しかし、将来においては、効率化・経営健全化を図るため、業務・工事の量の変動に伴う人員配置の変更や水道課を含めた組織再編の検討も必要となります。

3.4.経営の状況

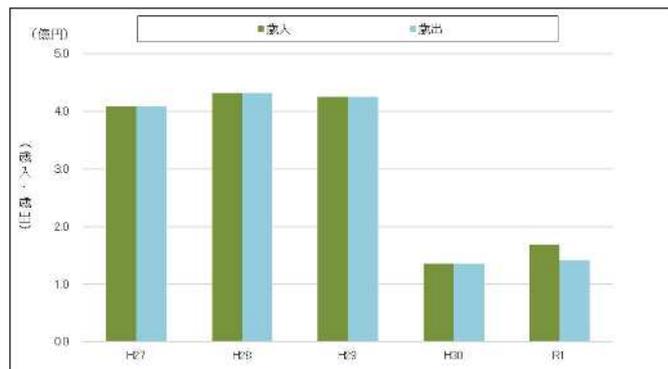
①公共下水道事業(公営企業会計)

収益的収入については約 14～16 億円を推移しており、下水道使用料と長期前受金戻入で約 8 割を占めています。収益的支出については約 14～15 億円を推移しており、減価償却費と流域下水道維持管理負担金で約 8 割を占めています。

資本的収入については約 10～13 億円を推移しており、企業債が約 5 割を占めています。資本的支出については管路建設改良費と企業債元金償還金で 9 割以上を占めています。



②農業集落排水事業(官公庁会計)



平成 29 年度までは、仁手・下仁手・久々宇処理区の整備を行っていたため、歳入・歳出は 4 億円程度で推移しており、歳入については国庫支出金及び地方債が、歳出については工事請負費が主要部分を占めていましたが、平成 30 年度以降は 1.3 億円程度で推移しており、歳入については一般会計繰入金、歳出については、総務費、公債費が多くを占めています。

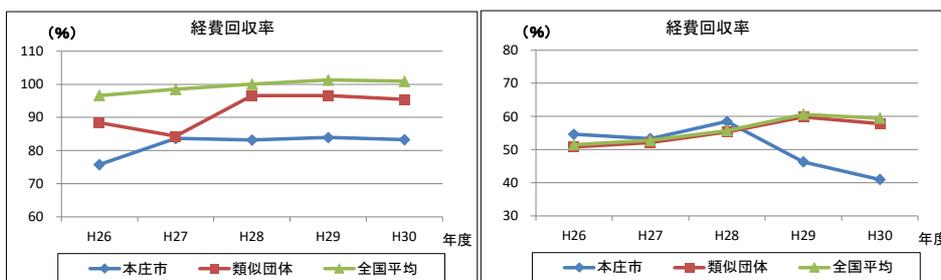
3.5.下水道事業の現状と比較分析

本市の経営状況について、本市及び本市の類似団体との比較を行いました。

①経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを示す指標

公共下水道事業

農業集落排水事業

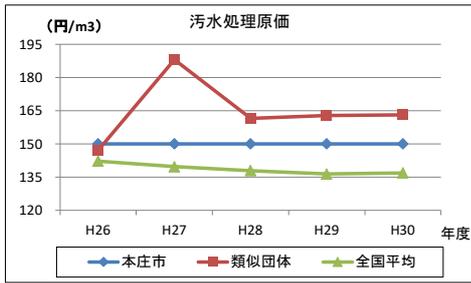


■評価基準■
100%を上回っていることが望ましい。

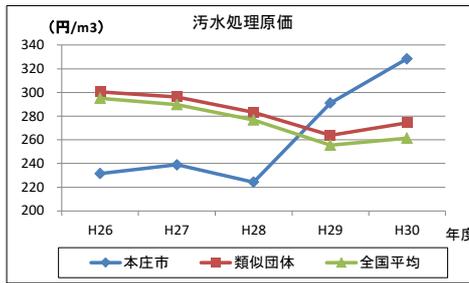
■分析結果■
類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、汚水処理費を一般会計繰入金に依存している状況にあります。
公共下水道事業については、令和元年に使用料を改定したため、今後は改善が見込まれます。(参考)令和元年度約 88%

②汚水処理原価 有収水量1m³当たりの汚水の処理に要した費用を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

低い数値の方が効率的

■分析結果■

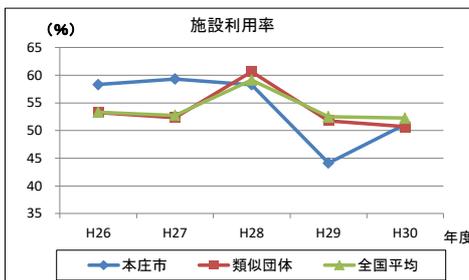
公共下水道事業は、全国平均より高いが、類似団体平均より低いため、良好といえます。農業集落排水事業は、仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始に伴い汚水処理費が増加しましたが、有収水量の増加が追いついていません。

③施設利用率 施設の1日の処理能力に対する処理水量の割合で施設の利用状況を表した指標

公共下水道事業

汚水処理を埼玉県小山川水循環センターで行っているため市の施設はありません。

農業集落排水事業



■評価基準■

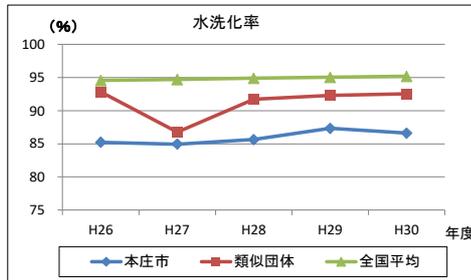
高い数値の方が望ましい。

■分析結果■

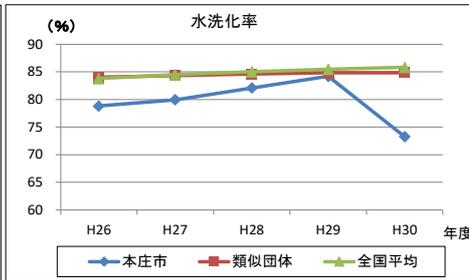
平成 29 年度を除いては、類似団体平均、全国平均と同等または高く良好といえます。

④水洗化率 処理区域内人口のうち、水洗便所で汚水を排水している人口の割合を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

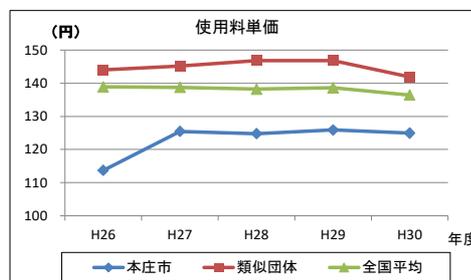
100%が望ましい。

■分析結果■

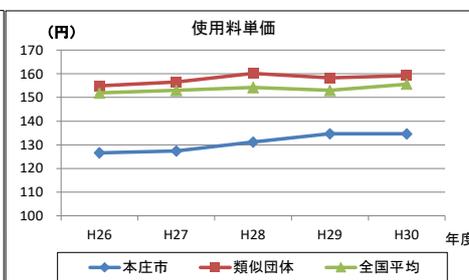
類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、水質保全や安定した使用料収入確保のため、水洗化率の向上に努め、100%に近づける必要があります。農業集落排水事業については、仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始により平成30年は減少しています。(参考)令和元年度約 75%

⑤使用料単価 1 m³当たりの使用料収入を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要です。

■分析結果■

汚水処理原価を回収できていない状況で、国の基準としている 150 円/m³と比べても低い状況にあります。公共下水道事業については、令和元年に使用料を改定したため、使用料単価は上昇しています。(参考)令和元年度約132円

4.経営戦略の基本方針

今回策定した経営戦略が、計画的に履行されるよう基本方針の設定を行います。

基本方針は、「本庄市総合振興計画」と整合を図りながら、都市基盤分野で掲げている、「人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち」を基に、経営戦略として次の3つを掲げ、今後①～⑨の取組を行っていきます。

1:人にやさしい

人にやさしい暮らしのために、事業体制及び経営基盤を強化し、持続可能な運営をめざします

- ・①財政の健全化
- ・②普及活動の推進
- ・③職員の能力向上
- ・④国が推進する施策の検討

2:快適で美しい

快適で美しい生活実現のために、下水道施設の整備・機能維持に努めます

- ・⑤未整備区域の計画的な整備
- ・⑥農集の統廃合の推進
- ・⑦効率的かつ効果的な施設の改築・更新

3:住みやすい

住みやすいまちの実現のために、災害に強い下水道をめざします

- ・⑧浸水対策の推進
- ・⑨地震対策の推進

5.投資・財政計画

今後 30 年間の投資に関する試算と財源に関する試算を踏まえ、総務省が位置付ける「投資・財政計画」の様式に準じて、収益的収支及び資本的収支について 10 年間の収支計画を作成しました。

※消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜、資本的収支については税込で作成しています。

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益	1. 営 業 収 益 (A)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262	
	(1) 料 金 収 入		712,817	725,929	796,894	820,780	844,779	869,040	893,176	898,031	902,847	895,795	888,905	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		41,505	55,660	42,700	42,397	43,218	44,883	45,297	45,655	47,338	48,570	50,186	
	(4) そ の 他		387	117	171	171	171	171	171	171	171	171	171	
	2. 営 業 外 収 益		1,099,678	1,093,899	1,181,750	1,200,057	1,270,091	1,293,548	1,274,790	1,224,790	1,224,140	1,215,082	1,189,200	1,135,291
	(1) 補 助 金		80,747	39,300	50,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	51,078	61,739	50,871
	他 会 計 補 助 金		74,747	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	51,078	61,739	50,871
	そ の 他 補 助 金		6,000	3,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 負 担 金		342,409	383,371	423,408	427,568	478,330	493,179	469,279	423,028	414,155	398,939	378,871	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入		676,483	671,208	707,308	719,506	736,831	780,124	754,242	749,996	749,811	728,484	705,511	
	(4) そ の 他		39	20	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
	収 入 計 (C)		1,854,387	1,875,605	2,021,515	2,063,405	2,158,259	2,207,642	2,213,434	2,167,997	2,165,438	2,133,736	2,074,553	
支 出	1. 営 業 費 用		1,696,156	1,686,166	1,783,158	1,819,885	1,907,027	1,949,914	1,959,492	1,921,319	1,924,138	1,901,758	1,855,701	
	(1) 職 員 給 与 費		63,043	63,105	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	
	基 本 給 付 費		31,667	32,716	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	
	そ の 他		31,376	30,389	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	
	(2) 経 費		645,201	600,095	676,162	692,382	750,655	726,043	771,257	738,204	741,388	747,097	731,353	
	動 力 費		10,210	11,161	8,270	8,403	8,512	7,512	7,454	7,396	7,337	7,279	7,221	
	修 繕 費		41,895	2,401	34,771	35,727	36,659	36,214	36,967	36,905	36,843	36,780	36,718	
	材 料 費		105	100	71	73	76	78	80	80	80	80	80	
	そ の 他		592,991	586,433	633,050	648,179	705,408	682,239	726,756	693,823	697,128	702,958	687,334	
	(3) 減 価 償 却 費		987,912	1,022,966	1,043,331	1,063,838	1,092,707	1,160,206	1,124,570	1,119,450	1,119,085	1,090,996	1,060,683	
	2. 営 業 外 費 用		130,554	119,605	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344	
	(1) 支 払 利 息		129,514	118,565	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344	
	(2) そ の 他		1,040	1,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)		1,826,710	1,805,771	1,901,455	1,939,367	2,030,656	2,075,294	2,082,724	2,039,725	2,038,247	2,011,213	1,960,045		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		27,677	69,834	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508		
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)		3,449	597	417	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 3,449	△ 597	△ 417	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		24,228	69,237	119,643	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508		
繰 越 利 益 剰 余 金 (I)		24,228	69,237	188,880	312,918	440,521	572,869	703,579	831,851	959,042	1,081,565	1,196,073		
流 動 資 産 (J)		763,981	1,560,401	2,337,855	3,149,100	3,829,993	4,488,695	5,281,223	6,187,641	7,115,235	8,075,057	8,997,315		
う ち 未 収 金		141,878	169,500	176,000	191,000	161,000	118,000	101,000	106,000	106,000	106,000	107,000		
流 動 負 債 (K)		964,795	1,037,749	1,013,818	1,052,002	937,345	823,034	809,740	875,147	931,233	964,265	977,670		
う ち 建 設 改 良 費 分		494,181	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765	624,170		
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		461,803	552,552	561,000	610,000	505,000	357,000	306,000	332,000	337,000	344,000	345,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 模 事 業 規 模 (P)		754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
区 分		(予算)	(予算)										
資本的 収入	1. 企業債	823,300	901,700	1,171,000	1,234,900	866,800	413,500	166,700	238,300	236,500	227,000	235,000	
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	174,212	69,151	108,200	109,681	105,635	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196	
	4. 他会計負担金	83,676	73,134	57,579	47,894	39,395	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730	
	5. 他会計借入金												
	6. 国庫補助金	444,782	550,253	721,268	921,000	624,000	267,000	162,000	236,000	232,000	230,000	234,000	
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	68,204	80,470	56,940	84,940	81,940	54,940	12,352	9,352	9,352	9,352	9,352	
	9. その他	3,200	1,600	4,742	5,812	5,830	5,849	5,867	5,886	5,905	5,924	5,943	
	計 (A)	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221	
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,390,724	1,575,553	2,002,492	2,294,548	1,629,927	791,953	416,622	565,281	555,538	549,310	556,282
		うち職員給与費	36,797	37,934	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
		2. 企業債償還金	518,066	494,983	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他会計への支出金											
		5. その他	15,081	5,857	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
計 (D)	1,923,871	2,076,393	2,480,808	2,740,466	2,065,029	1,217,398	875,756	1,062,121	1,091,785	1,136,643	1,169,647		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	326,497	400,085	361,079	336,239	341,429	362,080	380,252	420,737	462,092	499,897	485,426		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	309,437	351,758	336,023	344,332	355,876	380,082	370,328	369,454	369,274	362,512	355,172	
	2. 利益剰余金処分量	1,253	69,190	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	58,429	0	99,772	106,777	72,810	31,813	9,510	16,751	15,139	15,390	15,934	
	5. 過年度分	204,004	246,626	267,489	462,265	701,173	916,033	1,098,196	1,228,492	1,322,232	1,371,744	1,372,272	
計 (F)	573,123	667,574	823,344	1,037,412	1,257,462	1,460,276	1,608,744	1,742,969	1,833,836	1,872,169	1,857,886		
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 246,626	△ 267,489	△ 462,265	△ 701,173	△ 916,033	△ 1,098,196	△ 1,228,492	△ 1,322,232	△ 1,371,744	△ 1,372,272	△ 1,372,460		
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	9,044,872	9,451,589	10,145,873	10,936,455	11,369,753	11,359,408	11,068,574	10,811,634	10,513,487	10,154,754	9,777,989		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(予算)	(予算)									
収益的 収支分	うち基準内繰入金	458,493	475,163	511,944	522,750	576,280	558,109	565,647	519,601	512,411	509,088	479,768
	うち基準外繰入金	383,746	438,863	462,428	466,285	517,868	537,902	514,416	468,523	461,333	447,349	428,897
	計	74,747	36,300	49,516	56,465	58,412	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
資本的 収支分	うち基準内繰入金	257,888	142,285	165,779	157,575	145,030	114,029	148,585	151,846	145,936	164,470	199,926
	うち基準外繰入金	83,676	73,134	61,099	51,414	42,915	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730
	計	174,212	69,151	104,680	106,161	102,115	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196
合 計	716,381	617,448	677,723	680,325	721,310	672,138	714,232	671,447	658,347	673,558	679,694	

6.今後の取組事項

投資・財政計画に未反映の取組や、今後下水道事業を継続的に運営していくに当たって推進すべき取組について、以下に整理します。

今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の広域化・最適化として、農集の都島処理区は令和4年度に公共へ編入を予定しており、他の処理区についても、処理区の統合・公共下水道への編入の検討を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	改築・更新について、公共下水道事業は「公共下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「農業集落排水最適整備構想・再編計画」に基づいて、投資の平準化を図りながら計画的に事業を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	現在、処理場の維持管理を民間に業務委託していますが、PPP/PFIの導入について、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定を令和元年に実施しており、計画期間中の改定を見込んでいません。使用料収入は、人口減少の影響で減少する見込みであるため、施設の統合等で効率化を図りながら今後の状況を注視し、必要であれば使用料改定も検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業の基金については、令和4年度から取崩していくため、運用は予定していません。統合後の処理場用地については、必要に応じて活用の検討を視野に入れていきます。
一般会計からの繰入金について	繰出基準内の繰入金については確保しつつ、基準外の繰入金については減債積立金の取崩し等により、縮減に努めていきます。

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	現在、包括的民間委託などの取組は行っていませんが、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。
職員給与費に関する事項	適正な組織体系の構築を図り、人件費の適正化に取り組みます。
修繕費に関する事項	公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、計画的に維持管理を行うことでコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	発注方法や委託内容を見直し、適切に維持管理を行うことで、コスト削減に努めます。
流域下水道維持管理負担金について	埼玉県が実施する流域下水道事業に本市が負担する流域下水道維持管理負担金は、令和元年度に単価の改定があり 83 円/m ³ と県内でも高くなっています。単価の適正化について、同流域の町だけでなく他流域の自治体との連携を図り、埼玉県との協議を継続していきます。
その他の取組	必要に応じて、積極的に検討を行います。

経営戦略は、概ね 5 年毎に見直すことで最新性を保ち、効率的・効果的な事業運営計画の進捗管理を行っていきます。

